

第 5 章 活用計画

5-1 公開活用について

(1) 計画策定の目的

文化庁文化財保護部長通知による『重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方』〔平成 8 年（1996 年）12 月〕に基づいて活用計画を策定し、姫路城の公開その他の基本方針を示すことを目的とする。

(2) 公開活用の手法

建造物の調査結果に基づき、活用範囲を特定しうたうえで、積極的な建造物内部の公開、関係資料等の公開を通じ、文化財の保存継承の意義、文化財の本質的価値や魅力を広く伝える。また、その効果を高めるため、様々な展示手法を活用する。

5-2 公開活用の概要について

(1) 公開の基本的考え方

① 建造物の本質的価値の理解促進

姫路城の特徴である連立天守群をはじめとする建造物の歴史的な価値を入城者に分かりやすく、また、効果的に伝えることにより、文化財としての価値の理解を促進させる。

② 教育・学習支援機能等の充実

歴史的建造物を「知る」「学ぶ」「発見」の場として、展示手法等の工夫を重ね、教育・学習支援機能の充実を図りながら、文化財の保存継承の意義を広く啓発する。

③ 世界文化遺産としての公開整備

外国語表記によるパンフレット作製、城内サインの設置も含め、外国人観光客が正しい知識や歴史をより深く理解できるよう、多言語化によるきめ細かな案内機能の向上を図り、世界文化遺産にふさわしい公開環境の整備を進める。

④ 安全かつ快適な見学環境の確保

平成 27 年（2015 年）の大天守再オープンに向け、城内全体の運営計画を策定するとともに展示スペースと入城者の動線を検討し、より安全で快適な見学環境を確保する。